

第 2 章 政 治

1. 財 政

本町は合併により、現在では経常収支率は大幅に好転している。

財政規模が急激に拡大した合併当時においては、合併条件の整備、新町建設計画の促進、福祉施設の改善など多くの要望が挙げられた。しかし、新町としてはあくまで健全財政の建前をとり、新規事業は勉めて国や県の補助金を確得し、年次計画のもとに効率的な財政運営を行ってきた。河川・砂防・道路などについては、大量に公共事業を導入して、町民所得の向上を図ると共に、生活環境施設の改善についても積極的に行ってきた。

(1) 決算状況の概要

a 収 入

現在では地方交付税に対する依存度が極めて高い。合併当時は合併による特例を受けて満度に交付されていたにもかかわらず、税と交付税の割合は国が規定している基準にほぼ近い線を保ち町税収入が上まわっていた。しかし、本町の場合は特別な税源がないため最近では交付税が急激に伸びて、昭和42年度の決算では、税の占める割合をはるかにこえて、歳入総額の30%に達した。

特定財源の年度別決算については建設事業費、他会計繰出金等の投資的経費に対応した収支が行なわれている。特に、町有林会計からの繰入金は事業量に見合うよう配慮されている。このように合併後における町財政は全く健全に運営されてきた。

b 支 出

人件費の占める割合についてみると年々減少しているが、経常的な経費、即ち人件費、物件費、その他維持補修費・公債費等については、物価の上昇に伴い一定の伸び率による増加が見られる。投資的経費は、その年度の事業量によって異なる。特に昭和37、38年度には庁舎建築及びその関連事業が行なわれ、昭和40年度から農業構造改善、林業構造改善事業をはじめ久万小学校本館新築工事等による事業費が加わっているため、これらの年に投資的経費が大幅にふえている。

収支額についても庁舎の建築が行なわれた昭和37、38年度に若干の赤字が見られる。しかし、その他の年度においては相当の黒字決算を見ることができた。

一般会計決算状況は第1表の通りである。

第1表 一般会計決算状況

区分	費目	昭和 34	35	36	37	38	39	40	41	42	43 (予 算)
収	町 税	29,726	30,088	32,791	34,584	39,522	41,727	44,792	48,229	54,411	50,721
	地方交付税等	23,864	26,766	32,218	40,677	51,605	64,310	67,548	76,060	90,148	92,134
	分担金,負担金,寄附金	2,795	5,293	5,165	7,125	6,884	4,372	3,814	20,555	16,879	12,122
	使用料,手数料	2,196	2,657	3,190	3,873	4,656	6,000	6,550	6,314	6,690	5,984
	国 県 , 補 助 金	6,159	117,296	10,955	17,011	24,447	16,300	42,473	69,940	67,206	54,815
	財 産 収 入	223	530	719	496	1,540	1,663	6,773	27,176	10,728	30,117
	繰 入 金	4,660	15,235	23,000	82,300	55,525	20,024	28,000	19,132	21,000	41,600
	繰 越 金	5,515	5,723	8,787	377	0	0	20,324	17,819	24,794	34,000
	地 方 債				10,200	9,500	5,400	8,800	14,900	8,000	14,400
	諸 収 入	3,417	937	5,167	1,611	2,856	10,925	1,207	2,527	3,577	1,220
計	78,555	104,525	121,992	198,254	196,535	170,721	230,281	302,652	303,433	337,113	
支	人 件 費	24,874	21,974	27,019	33,923	41,822	46,035	58,147	61,105	67,081	77,762
	物 件 費	21,608	31,600	30,482	38,188	27,882	27,671	33,560	37,345	38,735	56,332
	維持,補修費	2,191	3,005	2,498	3,872	7,152	5,084	4,243	10,206	12,612	10,563
	補助費等	7,371	10,651	9,983	15,117	23,609	12,926	13,881	20,445	21,886	17,182
	公 債 費	1,461	1,451	1,515	2,404	4,805	6,773	5,791	5,724	6,168	7,087
	出資金,積立金等	265	55	556	258	409	56	1,344	-	344	239
	繰 出 金	3,787	4,554	12,073	12,991	10,644	11,182	11,146	11,840	12,704	16,087
	建設事業費	5,232	14,525	32,485	92,878	73,702	31,916	80,244	127,959	(7,747) 92,903	150,026
	災害復旧事業費	6,043	7,923	5,004	4,444	6,564	8,754	4,106	3,234	8,328	
計	7,2832	95,738	121,615	204,075	196,589	150,397	212,462	277,858	(7,747) 260,761	予備費1,835 337,113	
収 支 額	5,723	8,787	377	△5,821	△54	20,324	17,819	24,794	34,925	0	



第2表 特別会計決算状況

(単位 千円)

年度 区分		34	35	36	37	38	39	40	41	42	
町 有 林	才入	12,958	34,030	181,642	96,087	81,466	39,920	45,772	45,646	37,200	
	才出	11,568	27,408	180,903	95,745	79,367	36,389	44,296	36,263	33,634	
	繰越	1,390	6,622	739	342	2,099	3,531	1,476	9,383	3,566	
国 保	才入	17,026	20,561	28,335	31,508	36,073	41,508	59,365	67,128	75,894	
	才出	16,759	19,540	23,827	24,812	30,024	38,055	52,455	63,169	71,212	
	繰越	267	1,021	4,508	6,696	6,049	3,453	6,910	3,959	4,682	
上 水	才入	1,450	4,732	7,103	27,292	30,527	9,305	9,718	13,562	20,649	
	才出	981	4,704	6,737	26,425	31,512	7,161	7,428	11,768	18,523	
道	繰越	469	28	366	867	△985	2,144	2,290	1,794	2,126	
農 業 共 済	才入	5,376	5,521	5,166	4,156	12,519	7,952	12,888	9,749	11,631	
	才出	5,280	5,521	5,103	4,315	12,465	7,609	12,246	8,487	9,302	
	繰越	96	0	63	159	54	343	642	1,262	2,329	
診 療 所	才入					11,928	15,377	16,998	19,768	14,946	
	才出		(町立病院会計)				13,293	18,867	21,537	23,313	20,436
	繰越					△1,365	△3,490	△4,539	△3,545	△5,490	
町 立 病 院	才入	35,121	39,500	57,284	52,049	45,862	52,622	63,651	62,752	—	
	才出	33,055	39,499	57,270	52,048	48,968	54,619	63,757	64,999	—	
	繰越	2,066	1	14	1	△3,106	△1,997	106	△2,247	—	

2. 議会及び選挙

(1) 議会

昭和33年12月5日旧町村議会に於いて合併決議を行ない翌34年3月31日新久万町が発足した。新町設置後初めて行なわれた議会議員の選挙は、合併協定書の1項目により、選挙区と議員の定数を設け、久万（槇谷地区を含む）地区13議席、川瀬地区8議席、父二峰地区5議席の26議席により新町としての一本化を期した。

○昭和37年7月久万町議会議員の選挙区及び議員の定数に関する条例の一部を改正

第1選挙区（大字久万，上野尻，下野尻，菅生区域）9議席

第2選挙区（大字東明神，西明神，入野区域）4議席

第3選挙区（大字直瀬，上畑野川，下畑野川区域）8議席

第4選挙区（大字二名，父野川，露峰区域）5議席

○さらに昭和37年12月久万町議会議員の選挙区を一部改正

第1選挙区（入野の内字アラマの区域）

第2選挙区（入野の内字アラマを除く区域）

○昭和41年5月、人口過疎化に伴ない久万町議会議員の定数を減少する条例制定

第1選挙区 8議席

第2選挙区 4議席

第3選挙区 6議席

第4選挙区 4議席

a 議員名簿	第1期	自s 34. 4.30 至s 38. 4.29	
		大野 信之	秋本 富栄
片岡 充雄	日野 統	神野 寅雄	
安部 一義	北岡 敬蔵	長田 統	
小倉 玄三郎	菅 万夫	加藤 学	
小椋 節三郎	高岡 晋作	石丸 亨	
古田 実	河野 修	大野 直長	
中田 千鶴	小倉 清澄	竹井 薫	
高岡 信栄	日野 惣吉	篠崎 隆美	
二宮 岸雄	大野 輝光		

第 2 期

自 s 3 8. 4. 3 0
至 s 4 2. 4. 2 9

高岡 信 栄	小 倉 清 澄	関 井 義 弘
神野 寅 雄	西 岡 忠 義	日 野 常 行
八 木 修 一 郎	中 田 重 雄	大 野 輝 光
二 宮 岸 雄	大 野 直 長	尾 花 進
金 子 佐 々 雄	恩 地 義 一	石 丸 亨
日 野 哲	山 本 忠 富	小 椋 節 三 郎
神 志 那 芳 臣	正 岡 豊	光 田 繁 光
西 森 勸	上 岡 義 幸	河 野 修
正 岡 侶 則	石 岡 作 衛	

第 3 期

自 s 4 2. 4. 3 0
至 s 現在に 至る

石 丸 亨	二 宮 岸 雄	秋 本 清 繁
高岡 信 栄	恩 地 義 一	西 森 勸 (s42.11.14 辞職)
浮 田 清 恵	沼 田 健 男	西 岡 忠 義
上 岡 義 幸	曾 我 定 之	河 野 修
小 椋 節 三 郎	大 野 直 長	
日 野 秀 雄	日 野 哲	
正 岡 豊	父 田 清	
正 岡 侶 則	篠 浦 弘 明	
加 藤 学	上 沖 健 市	

b 議 長, 副議長歴

議 長	副 議 長	期 間
篠 崎 隆 美	竹 井 薫	自 s 3 4. 5. 1 4 至 s 3 5. 4. 1 9
小 椋 節 三 郎	安 部 一 義	自 s 3 5. 4. 1 9 至 s 3 6. 4. 2
中 田 千 鶴	高 岡 晋 作	自 s 3 6. 4. 2 至 s 3 7. 4. 5
大 野 信 之	菅 万 夫	自 s 3 7. 4. 5 至 s 3 8. 4. 2 9
河 野 修	神 野 寅 雄	自 s 3 8. 5. 8 至 s 4 0. 4. 1 2
河 野 修	恩 地 義 一	自 s 4 0. 4. 1 2 至 s 4 1. 4. 8
大 野 直 長	八 木 修 一 郎	自 s 4 1. 4. 8 至 s 4 2. 4. 2 9
河 野 修	石 丸 亨	自 s 4 2. 5. 1 1 至

c 会議の開催状況

年 度	開 催 回 数	会 期 延日数	審 議 案 件				合 計
			条 例	予 算 決 算	選 挙 任 命	事 件 議 案	
34	6	10	47	19	15	51	132
35	11	12	25	30	11	57	123
36	13	15	20	32	8	60	120
37	16	19	25	41	12	67	145
38	12	17	35	54	12	52	153
39	8	15	25	41	7	48	121
40	8	10	16	42	10	39	107
41	10	13	23	37	8	28	96
42	9	14	15	33	12	46	106
43年 9月末現在	6	12	21	30	5	15	71

a 請願・陳情処理状況

年 度	受 理 件 数	議 決 状 況		
		採 択	不 採 択	そ の 他
34	34	31	3	0
35	27	25	1	1
36	30	24	4	2
37	33	33	0	0
38	40	30	7	3
39	22	20	2	0
40	29	25	3	1
41	27	21	5	1
42	42	32	8	2
43年 9月末現在	17	15	1	1

e 特殊な議決事項

s 3 6.	1. 1	大字七鳥を廃止し大字菅生に変更
	3. 1 8	宮林署貯木場敷地購入
	3. 2 8	国有林野の買受 上畑野川字遅越 直瀬タル向
	"	新町建設計画の調整
	5. 2 5	久万町役場庁舎建設
	7. 2 5	町役場新築場所御決定について嘆願書
	8. 2 1	国有林野の買受けについて 下畑野川中村山
1 0. 1 0		貯木場敷地と土地交換 下畑野川中村山 下畑野川新開山
s 3 7.	2. 1 9	久万町広域簡易水道設置
	3. 2	久万町の役場位置を変更する条例制定(当時県議井部栄治氏裁定)
	5. 2 8	役場敷地購入
	6. 1	役場新築工事請負契約締結
	7. 6	久万町議会議員の選挙区及び議員の定数に関する条例の一部を改正
1 2. 1 6		総合庁舎敷地購入
	"	久万町議会議員の選挙区一部改正
	"	松山地方法務局久万出張所庁舎建築
s 3 8.	3. 7	農業共済事業町移譲
	5. 2 5	久万町 助役定数増加条例の廃止について
s 3 9.	2. 2 8	交通安全宣言決議
s 4 1.	6. 2 0	愛媛県久万町舎建築用地の寄付
	1 2. 1 9	久万町議会議員の定数を減少する条例制定

f 監査委員歴

氏 名	期 間	氏 名	期 間
安 部 一 義	自 s 3 4. 5. 2 6	小 倉 留 次	自 s 3 7. 5. 2 8
	至 s 3 5. 4. 1 9		至 s 4 2. 4. 3 0
宮 西 石 男	自 s 3 4. 5. 2 6	父 田 清	自 s 4 2. 5. 1 1
	至 s 3 7. 5. 2 8		至 s
高 岡 信 栄	自 s 3 5. 4. 1 9	伊 達 秀	自 s 4 2. 5. 1 1
	至 s 4 2. 5. 1 1		至 s

(2) 選挙

a 有権者の状況

年 度	男	女	計
34	4,045	4,430	8,475
35	3,901	4,373	8,274
36	3,732	4,337	8,069
37	3,721	4,327	8,048
38	3,903	4,369	8,272
39	3,723	4,193	7,916
40	3,694	4,188	7,882
41	3,521	4,008	7,529
42	3,625	4,147	7,772
43	3,560	4,092	7,652

b 町選挙の概要

(その 1)

選挙の種類	執行年月日	立候補者の数	投票率		
			男	女	計
町長選挙	昭和34年4月30日	2	95.95%	95.04%	95.47%
"	昭和38年4月30日	2	96.93	94.76	95.77
"	昭和42年4月28日	1	無	投票	

(その 2)

選挙の種類	執行年月日	議員の定数	立候補者の数	投票率		
				男	女	計
町議会議員選挙	昭和34年4月30日	26	44	95.95%	95.08%	95.50%
"	昭和38年4月30日	26	33	96.96	94.76	95.78
"	昭和42年4月28日	22	27	95.55	96.10	95.84

(その 3)

選挙の種類	執行年月日	投票率
農業委員会委員選挙	昭和34年5月19日	
"	昭和37年5月10日	無投票
"	昭和40年4月28日	79.07%
"	昭和43年4月23日	無投票

c その他選挙概要

選挙の種類	執行年月日	投票率		
		男	女	計
愛媛県知事選挙	昭和34年 1月28日	83.39%	75.13%	79.10%
“	昭和38年 1月26日	82.89	70.15	76.04
“	昭和42年11月26日	85.09	81.85	83.37
県議会議員選挙	昭和34年 4月23日	92.25	86.94	89.48
“	昭和38年 4月17日	91.06	85.74	88.20
“	昭和42年4月15日	87.74	85.48	86.54
衆議院議員選挙	昭和35年11月20日	80.04	69.62	74.53
“	昭和38年11月21日	83.34	73.53	78.09
“	昭和42年 1月29日	82.10	76.48	79.11
参議院議員通常選挙	昭和34年 6月 2日	69.95	53.95	61.59
“	昭和37年 7月 1日	83.97	74.95	79.14
“	昭和40年 7月 4日	89.05	85.18	86.90
“	昭和43年 7月7日	81.21	73.75	77.20

3. 町 有 林

(1) 久万町有林

a 面 積

町有林の管理面積は、明治初年土地登記法制定当時公有地並びに官有地として登録されたものに始まり、その後縁故者（部落その他）に払下げ等をし、現在土地台帳に登載されているものは次表の通りである。

第3表 町村合併前の面積異動状況(土地登記法制定当時より合併前まで)

地区	総面積	明治年間 払下げ	大正年間 払下げ	昭和年間 払下げ	残	備考
明神	6,363反	1,817反	220反	3,705反	621反	面積は土地台帳による (昭和42年調) (註)残面積5,968反の中には、 事実払下げされていて名義変 更をしていないものも含まれ ている。
菅生	2,827	45	2,432	7	343	
久万	1,035			476	559	
野尻	198			72	126	
上畑野川	2,406	53	12	1,230	1,111	
下畑野川	1,362	45	269	1,048	0	
直瀬	10,403	3,607	172	3,826	2,798	
父二峰	1,668	731	8	519	410	
計	26,262	6,298	3,113	10,883	5,968	

昭和34年3月町村合併後は国有林の払下げ、隣接地の購入並びに境界線の整備を兼ねて
実測を行ない面積の確定をした結果は次の表の通りである。

第4表 久万国有地直営林異動状況(実測面積による)

年度	事由	川瀬地区	久万地区	父二峰地区	横谷地区	計
34	合併当時	278.03ha	280.40ha	153.31ha	ha	711.38ha
35	横谷部落持込金にて購入				1.22	712.60
36	" 持込山登記				8.00	720.60
"	町有林隣接地購入		0.41			721.01
"	遅越山国有林払下地	37.44				758.45
"	中村山 "	39.44				797.89
40	実測による異動	△15.63	7.97	6.31		801.95
"	官行造林返地		7.65			809.60
42	"		22.33			839.94
計		339.28	318.76	159.62	9.22	826.88

b 植 伐 状 況

① 伐 採

本町は、合併以来条件整備その他公共施設の拡充、住民福祉厚生施策等のため町有林の計画的伐採を行ない次表の通りの収入を得た。

第5表 町有林伐採状況

種別 年度	町 有 林		官 行 造 林		計	
	材 積	金 額	材 積	金 額	材 積	金 額
昭和 34	1,035 ^{m³}	7,146 ^{千円}	112 ^{m³}	225 ^{千円}	1,147 ^{m³}	7,371 ^{千円}
35	2,679	24,819			2,679	24,819
36	13,581	134,535		575	13,581	135,110
37	10,291	78,567	1,774	10,993	12,065	89,560
38	3,144	47,082	3,230	12,722	6,374	59,804
39	2,475	25,938		(前年度延納) 6,579	2,475	32,517
40	3,173	36,249	14	26	3,187	36,275
41	1,055	16,093	7,572	20,368	8,627	36,461
42	1,241	24,308			1,241	24,308

② 植 栽

合併当初は各町村共各種施策の整備を行なうため伐採を行なったため裸地約100町歩があった。そこで、極力植栽につとめ、さらにその後の伐採地はすべて植栽を行ない、現在は裸地は全くない。合併以後の造林状況は次の表の通りである。

なお、昭和43年2月現在の各地区別の造林地樹種別、令級別、面積は次の通りである。

第6表 造林面積

年 度	面 積 本 数	内				訳			
		杉		檜		松		落葉松	
34	99.50 434,500	36.60 153,000	62.90 281,500	ha	本	ha	本		
35	44.93 179,700	18.90 75,600	26.03 104,100						
36	55.94 279,700	21.50 107,500	27.12 135,600	7.32	36,600				
37	90.50 528,960	30.86 175,540	57.80 343,020	0.85	5,000	1.00	5,500		
38	18.34 91,700	10.64 53,200	7.70 38,500						
39	39.50 237,000	21.00 124,000	17.50 105,000	1.00	8,000				
40	20.30 128,300	9.80 58,900	7.20 43,000	3.30	26,400				
41	7.07 46,600	1.30 7,800	3.70 22,200	2.07	16,600				
42	34.22 213,320	15.70 94,200	14.52 87,120	4.00	32,000				

第7表 造林地樹種別現況 (s 4 3.2現在)

区分 地区	すぎ		ひのき		あかまつ		からまつ		計	
	面積	本数	面積	本数	面積	本数	面積	本数	面積	本数
川瀬地区	15278	513771	15738	610184	1792	59596	797	22009	33605	1205560
久万	17248	723496	12211	451696	1746	92626	—	4	31205	1267822
父二峰	9313	291117	6434	202322	154	16039			15901	509678
計	41839	1528384	34383	1264402	3692	168261	797	22013	80711	2983060

第8表 造林地令級別現況

令 級	川瀬地区		久万地区		父二峰地区		計	
	面積	本数	面積	本数	面積	本数	面積	本数
1 (1~5)	10.46	669,920	59.82	335,100	16.23	99,825	86.51	504,845
2 (6~10)	157.06	790,400	76.90	445,000	47.40	243,900	281.36	1,479,300
3 (10~15)	37.62	150,719	83.45	274,800	28.68	88,500	149.75	514,019
4 (16~20)	41.20	116,400	40.36	132,600	17.55	37,000	99.11	286,000
5 (21~25)	4.35	12,097	4.89	15,136			9.24	27,233
6 (26~30)	10.29	18,422	7.53	14,366	6.95	7,467	24.77	40,255
7 (31~35)	3.93	3,370	0.51	845	23.54	20,903	27.98	25,118
8 (36~40)	6.22	5,968					6.22	5,968
9 (41~45)	0.20	32					0.20	32
10 (46~50)	3.30	3,052	30.11	40,490	4.27	3,244	37.68	46,786
11 (51~55)	27.60	25,680	8.48	9,485	14.39	8,839	50.47	44,004
12 (56~60)								
イヨス貸付地							0.61	9,5
除地ザツ							9.18	
計	302.23		312.05		159.01		826.88	2,983,060

③ 蓄 積

昭和43年現在に於ける町有林材積は次表の通りである。6令級以上は立木の毎木調査をした集計である。今後毎年約2000立方米(約50万木)程度を伐採すれば10年、15年後には利用伐期令に達する若令級林が200町歩以上あるので、これを利用することによって将来の見通しは明るい。

第9表 蓄積表

(昭和43年2月現在)

樹種	造林地面積	現在令級	現在材数積	昭和43~47年	48~52年	53~57年	58~62年		
すぎ、ひのき、まつ	86.51 ^{ha}	1年 (1~5)	504,845本 —						
	281.36	2 (6~10)	1,479,300 —						
	149.75	3 (11~15)	514,019 —						
	99.11	4 (16~20)	286,000 —						
	9.24	5 (21~25)	27,233 (135m)					14,500m ³	
	24.77	6 (26~30)	40,255 4,255					45,000m ³	
	27.98	7 (31~35)	25,118 6,294					11,000m ³	64,400m ³
	6.22	8 (36~40)	5,968 1,478					2,100m ³	
	0.20	9 (41~45)						3,100m ³	
	37.68	10 (46~50)	46,786 8,076						
	50.47	11 (51~55)	44,004 10,891						
773.29		2,983,060 31,129m ³							

c 町有林会計収支状況

町村合併以来の収支決算は次表の通りである。

収入は伐採収入が主であって、一部は造林補助金、造林資金の借り入れによって賄っている。

支出は造林地の幼令林が多いため、下刈り、撫育除伐等の支出が多く、特に38年度の豪雪当時は雪害復旧に多額の経費を必要とした。

諸支出金は主として一般会計への繰出金であるが、その外、表に示すように農林道開設のため、町有林地元負担金として年々支出した額が含まれている。

第10表 町有林収支決算状況

(単位 千円)

1. 収入の部

年度 科目	昭和34	35	36	37	38	39	40	41	42
財産収入	8,465	24,853	166,726	89,503	69,505	32,517	36,275	40,350	24,628
寄附金									
県支出金		321	142	75	377		12	290	43
繰越金	1,438	1,391	6,622	739	341	2,099	3,531	1,475	9,382
雑入	555	60	2,071	969	243	604	153	430	246
町債	2,000	1,600		4,800	11,000	4,700	5,800	3,100	2,900
繰入金	500								
計	12,958	28,225	175,561	96,086	81,466	39,920	45,771	45,645	37,200

(財産収入36.37年度には払下げ国有林の立木売払代を含む)

2. 支出の部

年度 科目	昭和34	35	36	37	38	39	40	41	42
役場費	1,035	1,471	1,631	1,860	2,562	2,345	3,055	3,233	3,280
財産管理費	4,618	4,372	139,502	8,884	17,406	7,453	8,563	5,071	7,580
諸支出金	5,914	15,710	30,080	68,539	58,989	25,750	31,640	26,616	21,352
町債費		49	3,609	162	409	840	1,037	1,343	1,422
予備費									
計	11,567	21,602	174,822	79,445	79,366	36,388	44,295	36,263	33,634

(36年度支出には国有林払下げ代金130,000千円を含む)

第11表 農林道町有林負担金

年 度	地 区	線 名	工 事 種	負 担 金
昭和35	東 明 神	皿 木 林 道	改 修	50千円
	"	モミの木"	新 設	182
	父 野 川	芋 坂 農 道	"	75
36	畑 野 川	中 村 林 道	"	224
	西 明 神	槇の川 "	"	69
	東 明 神	皿 木 "	改 修	278
	直 瀬	永 子 農 道	新 設	194
	槇 谷	カゴベラ林道	"	18
37	東 明 神	皿 木 "	改 修	92
	直 瀬	永 子 農 道	新 設	752
38	西 明 神	槇の川林道	"	87
	久 万	ヒワダ "	"	2,850
	直 瀬	山 "	改 修	87
	"	永 子 "	新 設	293
39	"	山 "	改 修	130
	畑 野 川	林 越 "	"	124
	直 瀬	永 子 "	新 設	1,432
	"	西 山 "	"	367
	久 万	ヒワダ "	"	2,157
40	露 峰	西の川 "	改 修	669
	直 瀬	永 子 "	新 設	1,495
41	久 万	ヒワダ "	"	565
	畑 野 川	林 越 "	"	32
	直 瀬	永 子 "	"	1,809
42	畑 野 川	引 立 "	"	124
計				14,155

以上の通り町有林の管理経営の万全を期するため林地内に直営林道を開作し、生産費の低減、育林資材の輸送等をし、多くの成果を挙げている。今後にも必要に応じ開作する見込みである。現在までに開作した林道は次の通りである。

第12表 町有林直営林道

年 度	町 有 林 名	線 名	工 種	延 長	工 費
昭和35	中 村 山	中 村 山 線	新 設	450 m	402千円
36	モミの木山	モミの木線	"	500	257
38	露 峰 山	アカハゲ線	"	500	489
39	"	"	"	800	822
	モミの木山	モミの木線	"	300	379
41	古 台 山	八 軒 線	"	500	500
計				3,050	2,849

また、町有林には次の試験地を設定して、久万地方林業振興上の参考林として一般林家の資料に供している。

- | | | |
|---|-------------|---------|
| 1 | 全国有名品種別比較試験 | 字八幡山 |
| 2 | 県内精英樹成育試験 | 字タルガタニ山 |
| 3 | 精英樹次代検定試験 | 字有の木山 |
| 4 | 全 | 字モミの木山 |
| 5 | 林地施肥試験(ヒノキ) | 字露峰山 |
| 6 | 全 (スギ) | " |
| 7 | 全 (マツ) | " |
| 8 | スギ択伐試験 | " |

(2) 官行造林

大正9年公有林野官行造林法が制定されて、奥地公有林の開発が計画された。旧明神村、旧川瀬村は共に造林契約を締結して造林を完工した。

昭和37年利用伐期令に達した林地について伐採利用に着手し、その収益によって町財政の上に貢献し大きな役割を果たしている。

契約当時から現在までの推移は別表の通りである。

第13表 官行造林現況

年 度	契 約 面 積			分 収 歩 合
	明 神 地 区	川 瀬 地 区	計	
大正 13	104.59 ha	ha	104.59 ha	国 5分 町 5分
" 15		141.91	141.91	
昭和 7		90.00	90.00	
" 8		30.00	30.00	
計	104.59	261.91	366.50	

年 度	伐 採 返 地 面 積			現 在 面 積
	明 神 地 区	川 瀬 地 区	計	
昭和 37	29.49 ha	ha	29.49 ha	255.20 ha
" 38	29.87		29.87	
" 39	19.34		19.34	
" 41	25.89	6.71	32.60	
計	104.59	6.71	111.30	

官行造林伐採収入状況は第3表町有林伐採状況を参照されたい。

(3) 分 収 造 林

a 森林開発公団

官行造林の伐採が進むにつれて、伐採跡地の返地があり、町直営林地が増加するため、奥地林の造林を森林開発公団に委託し、森林資源の造成と水資源の確保につとめることとした。その契約状況は次の通りである。

なおこの造林は久万町森林組合の基本財源とするため、造林者を久万町森林組合として三者契約し分収歩合を左の通りとしている。

森林公団	40%
久万町森林組合	10%
久 万 町	50%

第14表 分収造林契約状況

契約年度	面積	造林計画					
		昭和40年	41年	42年	43年	44年	45年
40	32.25ha	10 ^{ha}	10 ^{ha}	12 ^{ha}	ha	ha	ha
41	41.50				20	10	12
計	73.75	10	10	12	20	10	12

b その他

昭和41年緑化推進植樹祭記念造林並びに上高林業科実習林として次の通り分収契約を締結し、実習林としての成果をあげている。場所町有林字大田千山

第15表 その他(上浮穴高校PTA会長)

契約年度	契約面積	造林年度	分収歩合
41	1.11	1.11	町 2 PTA 8
計			

4. 税 務

昔の税は、征服者が、自分の栄華のために強制したものであったが、今の税は、住民の福祉のためでなくてはならない。

それも「税は、高きを憂えず等しからざるを憂う。」といわれていたように納税者の心理は、少々高いのは仕方ないが公平にしろ。」というように、公平の原則が強調されてきた。

さらに現在の税は、公平で安く しかも強制でなく すんで納税し、さらに 納めた税が、倍加され住民の福祉となって還元されなくてはならない。このように税の基本を考えるようになった。けれども それは理想であって、残念ながら税にたずさわる者の努力目標にかすぎないものである。

しかし、昭和25年に施行された、現行 地方税法は、申告納税制度を多くとり入れる等画期的な税制改革を行ない、さらに、年を追って改正を加え、真に 時代の要求する 税制度を確立しようとしている。

久万町も例外ではなく、3割自治といわれる枠の中で税の理想実現に 懸命の努力をしてきた。町民税の課税方式改正と、各種控除の大幅引上げを行ってきた。また5年の歳月をかけた国定資産の評価替は、安くて公平な税の実現を 積極的に推進したものの一つである。

ことに、合併以来10か年、久万町があゆんだ税のあとをふり返り深く反省するとともに、住民の“苦の種”にならない税行政の糧としたい。

(1) 町 民 税

a 所得割の課税方式

合併前の課税方式は、旧久万町は第2課税方式本文（所得税額を課税標準とする方法）を旧川瀬村と父二峰村は、第2課税方式ただし書（総所得金額から基礎控除だけした残金に税率をかける方法）を、それぞれ採用していたが、34年合併とともにただし書方式に統一した。

この方式は、所得額に応じて町民の大多数が所得割を納めるため、財政の安定と負担分任の目的が高度に達成できる。そこで、財政力の弱い市町村はこぞってこの方式を採用したのである。現在の所得金額から基礎控除の他に、扶養控除等（第17表参照）各種控除をした残金に税率をかける方法は、40年地方税法の一部改正により、ただし書方式が廃止されてきたものである。この方式は社会情勢の変化に応じ税負担の調整が容易である点、また大衆課税の弊害を、ある程度抑制できるとして全国に統一施行された。

退職所得が、総所得・山林所得から分離課税となったのは、42年度からである。

県民税の所得割は、町民税と共に町が徴収して県へ払込む方法をとっている。36年度までの算定方法は、県が所得税を基礎として算定した額を町に割り当（課税総額の配賦）て、町はこれを個人町民税の所得割に按分していた。37年度から町は、県民税納税義務者の個々について、本文方式（現在町民税の算定方法）によって県民税を算定するようになった。従って、37年度から40年度までは、1人の納税者について町民税はただし書、県民税は本文方式で、それぞれ算定して合算するという、複雑な計算をしなければならなかった。

法人の所得割は、法人税割は、法人税割（法人税額を課税標準としてこれに税率を適用する）の方法で、合併以来かわっていない。

b 所得割の税率

合併後は一貫して別表第一のとおり、超過累進（定められた所得金額の段階をこえる毎にそのこえた部分に対する税率が高くなる。）の方法で、税法に規定した標準税率（準拠税率）を適用してきた。旧父二峰村は、31年度まで単純累進（所得金額が多いほど税率が高い）の方法を採用し、2万円未満百分の1.21から、560万円以上百分の4.38まで、326段階の税率を設けていた。

山林所得に対する税率の適用が、5分5乗方式（所得金額の5分の1の額に、該当する税

率をかけ、出た税額を5倍する。)になったのは37年度からで、特別控除の引上げと共に税の軽減策がとられた。

38年度までは、経済成長に対する税負担の調整を、最低税率の適用範囲を拡大することによっていたが、税率の操作も限界に達し、39年には扶養控除を所得控除に、40年には、いわゆる本文方式に移行して全控除を所得控除とし、以後毎年控除額の引上げ(第17表参照)を行ない、減税に努力したあとかうかがえるのである。その結果、第16表および第23表に示すとおり、過去10年間に課税所得金額は約4.6倍になったのに対し、町民税ののびは約2.8倍に止めることができた。

法人税制の税率は、39年度まで百分の9.7、40年度以降は百分の10.7である。

県民税の税率は、37年度以降課税所得金額150万円以下は百分の2.150万円をこえる金額に対しては百分の4である。

○ 均 等 割

個人の町民税は200円、県民税は100円で所得割と合算して徴収する。なお控除対象配偶者又は扶養親族で均等割の納税義務がある者、およびその者を2人以上有する者は、町民税の均等割は100円に軽減される。この方法・金額ともに合併後変更されることなく続けられている。

法人は41年度まで1,200円であったが、42年度からは、資本金に応じ2,400円又は4,000円となった。

別表第一

第16表 町民税の税率等

1 個人の所得割

(1) 税率

課税 所得金額	43年度		34年度 ~ 36年度	37年度	38年度 ~ 43年度
	旧久万町	旧川瀬村 父二峰			
3万円以下の金額	2.8%	2.0%	%	%	%
3万円をこえる金額	3.1	2.2			
5万円以下の金額			2		
5万円をこえる金額	4.3	3.0	3		
8万円 "	4.4	3.1			
10万円以下の金額				2	
10万円をこえる金額				3	
15万円以下の金額	5.0	3.5			2
15万円をこえる金額					3
20万円 "	5.9	4.1	4	4	
30万円 "	6.3	4.4			
40万円 "					4
50万円 "	7.7	5.4	5	5	
70万円 "					5
80万円 "	7.9	5.5			
100万円 "	9.0	6.3	6	6	6
120万円 "	9.3	6.5			
150万円 "	10.0	7.2	7	7	7
200万円 "		7.4			
250万円 "			8	8	8
400万円 "			9	9	9
600万円 "			10	10	10
1,000万円 "					11

(2) 課税標準総額及び平均税率

年度	課税標準額	平均税率
33	久万 52,261千円	4.8%
	川瀬 52,151	2.8
	父二峰 25,493	3.1
34	168,942	2.9
35	196,831	3.1
36	232,196	2.9
37	357,215	3.1
38	402,239	2.7
39	466,693	2.8
40	(この年より所得金額) 667,477	3.1
41	684,953	3.3
42	754,347	3.0
43	779,747	3.6

2 個人の均等割税率

33年度～43年度・・・200円

3 法人の法人税割税率

34年度～39年度まで・・・9.7%

40年度～43年度・・・10.7%

4 法人の均等割税率

34年度～41年度まで・・・1,200円

42年度～43年度・・・資本金又は出資金が1千万円をこえる法人 4,000円
上記以外の法人 2,400円

参 考
県 民 税 の 税 率

1 所得割

36年度までは、町民税所得割額の
16.97% (所得割配賦額)

37年度～43年度は課税標準額150
万円以下2%、150万をこえる額4%

2 均等割

33年度～43年度100円

別表第2

第17表 町民税の各種控除額

年度		33~	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度	42年度	43年度
控除種目		36年度							
所得控除	基礎控除	円 90,000	円 90,000	円 90,000	円 90,000	円 90,000	円 100,000	円 100,000	円 110,000
	扶養養				2人目から 30,000	2人目から 30,000	40,000	40,000	50,000
	配偶者				又は1人目 40,000	又は1人目 70,000	80,000	80,000	90,000
	青色専従者					80,000	100,000	120,000	170,000
	白色専従者					50,000	60,000	80,000	110,000
	障・老・寡・勤								60,000
	生命保険料					まで 22,500	まで 22,500	まで 22,500	まで 25,000
	社会保険料					全額	全額	全額	全額
	医療費					まで 150,000	まで 150,000	まで 150,000	まで 150,000
	雑損					全額	全額	全額	全額
税額控除	扶養控除	円 200	円 200	円 200	円	円	円	円	円
	青色専従者		500	800	1,600				
	白色専従者		300	500	1,000				
	障・老・寡・勤		500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	配当					株式 3% 1千万円以下 投資1.5% 1千万円をこえる場合			3% 1.5%

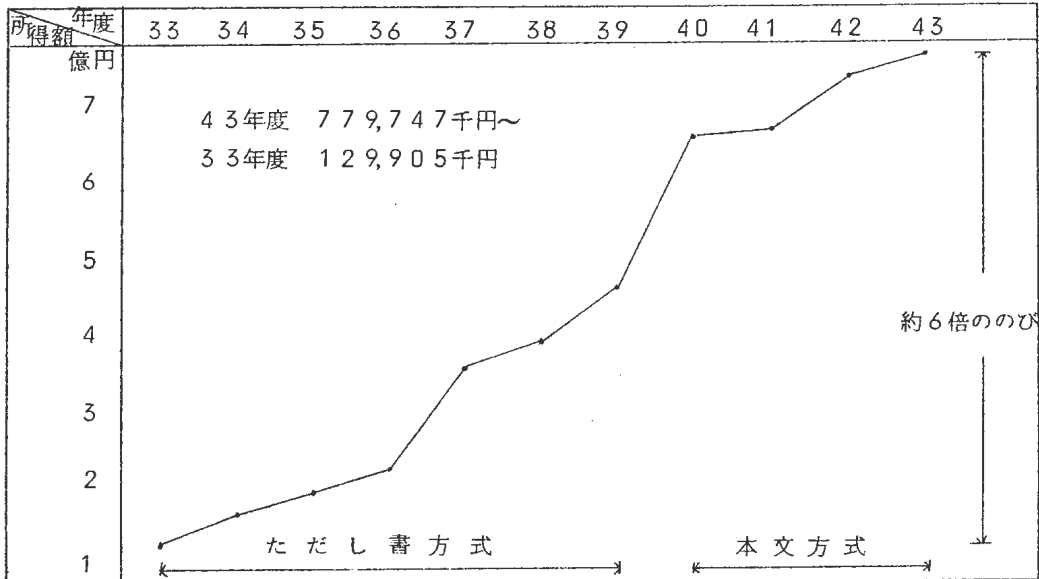
注 1 障・老・寡・勤控除とは、障害者・老年者・寡婦・勤労学生控除の略称

2 所得控除とは所得金額から差引く金額

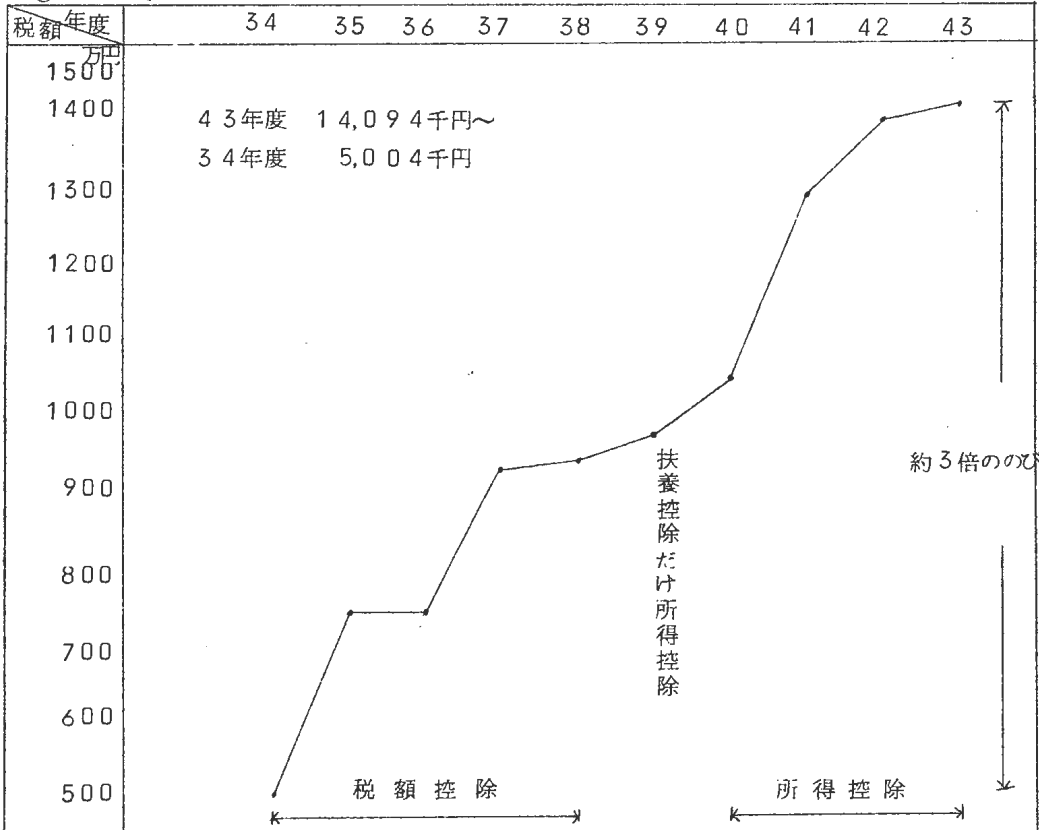
3 税額控除とは、所得控除をした残りの金額（課税所得金額）に税率をかけ、算出された税金から差引く金額

第1図 所得と町民税

① 所得金額(所得割納税者だけの所得)



② 町民税額



(2) 固定資産税

固定資産税の変動は、土地・家屋の賃借料など一般大衆におよぼす影響が、特に大きいため税額の調整にあらゆる措置がとられた。すなわち、税率及び農地の課税標準額据置、免税点の引上げ（34年と41年）、さらに、次項で述べる評価替等により、減税と時代の要求に応じ

別表第3

第18表 固定資産評価額（課税標準額）等の推移

区 分 年 度	土 地（38年度までは賃貸価格の倍率）			
	田	畑	宅 地	山 林・原 野
33	旧久万町 1,960倍	2,480倍	1,920倍	4,600倍
34	旧川瀬村 2,000倍	3,600	2,000	字別 最高反2,000円 最低反1,000円
	旧父二峰村 2,300倍	3,250	2,400	5,200倍
35	横 谷 2,200倍	2,600	2,100	山林 3,800 原野 5,100
36	全町統一 2,000倍	3,000倍	2,100倍	字又は地番別評価 最高 反当2,700円 最低 反当1,000円 まで10段階に区分
37				
38				
39	法令により農地の新評価額は、38年度評価額の1.2倍とし、課税標準額は38年度評価額をそのまま適用		評価替による新評価額は、宅地坪当たり最高12,010円、最低194円、山林原野反当最高15,120円、最低3,150円となったが、法令により課税標準額は、39年度は38年度評価額の1.2倍、40年度以降は新評価額に達するまで、順次前年度課税標準額に平均1.2を乗じ、当該年度の額を決定する。	
40				
41				
42	評価額 田 反当 最高86,400円	最低23,000円		
43	" 畑 " 最高72,000円	最低16,000円		

注 1 昭和33年度が基準年度であったため、合併後も36年度まで土地の評価額

た適正な課税に努力してきた。

その結果、合併以来10年間に、他の税が、2倍から3倍になったのに比べ、固定資産税は、わずか4.5%ののびに止めることができた。(第18表および第23表参照のこと。)

家 屋	償却資産	免 税 点			税 率
		土 地	家 屋	償 却 資 産	
在来家屋は旧 町村評価額を そのまま適用 新築家屋は在 来家屋に比準	賦課期日 (毎年一月一日) における資産の 価額	10,000 ^円	10,000 ^円	100,000 ^円	% 1.4
		20,000	30,000	150,000	"
		"	"	"	"
		"	"	"	"
		"	"	"	"
		"	"	"	"
在来家屋は従 前通り 新築家屋は新 評価による額		"	"	"	"
		"	"	"	"
全家屋を新評 価による額に 統一 坪当最高 24,086円		80,000	50,000	300,000	"
		"	"	"	"
		"	"	"	"

統一ができてなかった。

(3) 固定資産の評価替

固定資産税は、昭和25年の税制改正により、地租、家屋税等を統一して設けられた税である。その課税標準額は、土地・家屋にあっては、基準年度（昭和33年度から起算して、3の倍数を経過したごとの年度）の適正な時価。償却資産にあっては、毎年1月1日現在の適正な時価である。各資産（土地・家屋・償却資産）の価額の基準は、自治大臣が示し、市町村は、その指示価額に準じて、評価額を決定することになっている。しかし、この制度が、充分守られなかったため、市町村間および資産間に不均衡が生じてきた。

昭和35年度の調査（自治省）によると、全国平均で、実際の売買価額に対する評価額の割合は、宅地で17%、農地と山林25%、家屋は80%と推定され、償却資産だけが、ほぼ適正な評価額であった。

政府は、このような矛盾を根本的に改める方針で、昭和34年3月、固定資産評価制度調査会に対し新しい評価制度のあり方について諮問した。同調査会は、2年にわたる調査検討の結果、36年3月、大要次のような答申を行なった。

- a 固定資産の価額評価は、正常な条件における、取引価額によるべきである。すなわち、土地にあっては、売買実例価額とし、家屋にあっては、再建築価額にした。償却資産は、取得価額を基準にそれぞれ評価する。
- b 固定資産の評価額は、国税の相続税・贈与税・および登録税（現在の登録免許税）・県税の不動産取得税とも、法的価額として統一すべきである。
- c 評価方法は、自治大臣が決め、都・道・府県間・市町村間、さらに資産間の均衡を失わないようにする。
- d 評価替によって、税負担が増大しないよう調整し、固定資産税の総額が、現行制度と同額を維持するよう措置すべきである。

自治省は、以上の答申をほぼ全面的に受入れ、翌37年、地方税法の一部を改正し、新しい評価制度による評価替の実施を決定したのである。

まず、国と各都道府県にそれぞれ固定資産評価審議会を設置して、新しい評価基準を作成した。これにより土地・家屋および償却資産の具体的な評価方法、並びに基準を、市町村に指示し一斉に作業が開始された。

久万町においても、昭和37年度より税務課の中に、固定資産評価室を設置し、専従職員を配置して、41年度までの5年間に、土地80,000筆、家屋7,500棟、償却資産250件の評価替を行なったのである。

評価方法が、従前と異ったのは、土地と家屋である。土地は、大正11年から、昭和2年に

かけて設定された賃貸価格を基準にした評価であったが、これを廃止して点数制により、一筆毎の実価額を算定する方法に改めた。家屋については、等級制による比較評価を廃し、再建築費に、償却率および地域差補正率を乗じて、時価を算定する方法に改めた。

久万町が行なった家屋の新評価は、全国的にも優秀で、その評価内容は、全国で4市、2ヶ町村に選ばれ、昭和42年発行の単行本、「標準家屋評価実例集」(自治省編集、地方財務協会発行)に登載されて、市町村家屋評価の指導書となったのである。

このようにして、設定された新評価額は、そのまま課税標準額として、使用する予定であったが、固定資産評価制度調査会の答申にもあり、また、政策的にも極端な税の変動は、好ましくないので、次のように修正したのである。

当初自治省としては、評価額は、新評価を使い、税額の調整を税率で行なう方針であった。ところが、新旧評価額の差、および資産間の差が大きいため、税率での調整が、むつかしく、遂に、農地は、38年度評価額を課税標準額にし、その1.2倍した額を新評価額とすることに決定した。宅地・山林・原野については、38年度評価額と新評価額を比較して、新評価額が、38年度評価額の3倍未満の場合は、1.1、3倍以上8倍未満は、1.2、8倍以上は、1.3の率を、38年度評価額を基本として、順次毎年度乗じた額をその年度の課税標準額とし新評価額に達するまで上昇させることにした。

家屋については、新評価額と旧評価額の町内全家屋合計で比較して、新評価額に対する旧評価額の割合を算出、(0.351)、この率を各棟の新評価額に乘以町内家屋の均衡をとるとともに、この額を課税標準額とした。

以上で、宅地・山林原野・家屋は、一応評価替の主旨が、生かされたのである。しかし、農地については、現在のところ全く無視された状態で、税制の面からは、農地の新評価額が、1日も早く日の目を見るよう、期待するものである。

以下、5年間の事業を第19表にまとめた。

第19表 固定資産評価替，年度別表

年度	項目	内容
三 七 年 度	事務機構の整備	税務課内に固定資産評価室を設置，専従職員を配置する。
	土地一覧表・図面の調整	松山地方法務局にて，字限図及び登記簿を調整する。
	土地評価協力委員選任	各組1名，組員の互選により協力委員選任，総数127名
	土地の状況類似地区区分	田は，地勢・土性・水利，畑は，地勢・土性，山林は，地勢・土層・林産物搬出の便，宅地は，道路・公共施設等の接近・家屋の疎密度・宅地利用上の便の共通している土地を1グループとして，町内の土地全筆を区分する。
	標準地の選定	状況類似地区毎に，標準地1筆を選定する。
	土地売買実例の調査	過去1ケ年の地目別売買実例による土地価額の調査
三 八 年 度	地目の認定	評価時現在の利用地目の現況を一筆毎に調査確認
	土地評価	評価は，一筆毎に，経済・自然・災害の各条件を勘案して，点数をつける（評点数付設）方法をとった。 まず，さきに選定した標準地の正常価額を基礎に評点数を算定，これに状況類似地区内の全筆を比準評価して評点数を付設した。 評価額は，県の固定資産評価審議会が指示した1点単価を，各筆の評点数に乗じて算出し，全町内の価額の均衡調整を行なった。
	償却資産評価	償却資産評価基準により，定率法で評価を行なう。
	家屋比準評価 （仮評価）	家屋の種類・規模・構造・経過年数別に類似家屋を区分・その中から，標準家屋を選出，標準家屋に新家屋評価基準を適用して再建築価額を算出，これに全家屋を比準評価した。
	新評価による課税	土地，および償却資産は，新評価による課税標準額で，家屋は，仮評価による額に39年度より課税した。
三 九 年 度	家屋本評価開始	4月より評価補助員2名，係職員2名が2班を編成し町内全家屋について，新評価基準（評点制）による評価替を始める。
四 〇 年 度	家屋本評価完了	6月（開始以来1年2ヶ月）全家屋7,500棟の評価を終り，新評価額が決定した。
	家屋の新評価による課税	41年度より家屋も新評価による課税標準額で課税し，これに，5
	整理事務	年にわたる固定資産評価替の全事業完了した。

(4) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金

交付金は，国又は県が，納付金は，日本専売公社・日本国有鉄道・日本電信電話公社（以下3公社という。）が，それぞれ久万町内で所有している固定資産（土地・家屋・償却資産）の

価額に応じて町へ納める金で、合併以来の額は別表第23表のとおりである。

37年度からの増加は、電々公社の無線中継所等設備の拡大によるものが主で、他に国有林野の価額増などがある。

(5) 軽自動車税

32年度まで、自転車荷車税の税目で、普通の自動車(200円)、牛馬車(800円)大車(400円)、リヤカー(200円)にも課税されていたが、翌33年度の改正で、普通の自転車と荷車類が無税になり、これまで県税対象であった軽自動車が、町税になり原動機付自転車と合せて、軽自動車税の税目ができた。

34年以降の台数および税率は、第20表のとおりで、過去10年間に台数は約5倍、税金は約4.5倍になった。

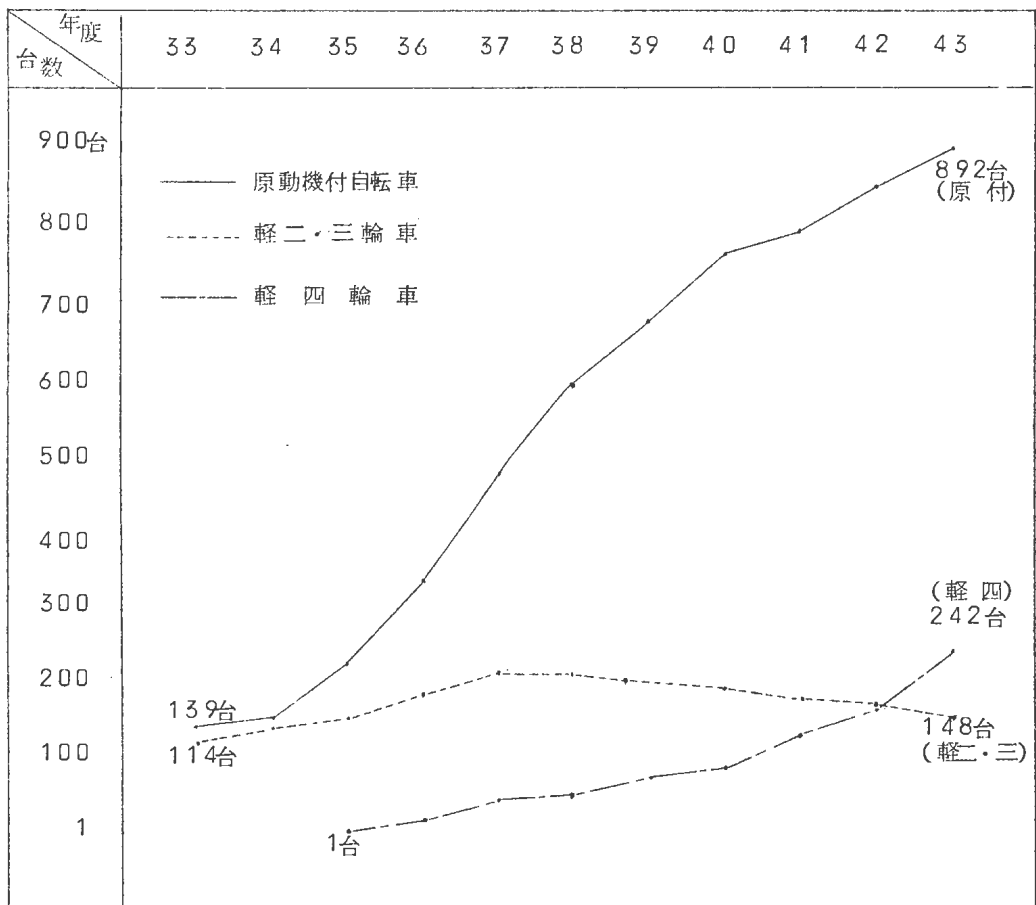
別表第4

第20図 軽自動車(課税分)の台数等調

種 別		年 度											
		33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	
原動機付自転車	第1種 (0.05ℓ以下)	(500) 29	20	34	59	114	150	146	135	108	93	(500) 97	
	第2種の乙 (0.05ℓをこえ 0.09ℓ以下)	(800) 27	26	25	25	27	67	142	202	301	378	(800) 426	
	第2種の甲 (0.09ℓをこえ るもの)	(1000) 83	102	160	243	325	371	386	427	385	376	(1000) 369	
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車	(1500) 114	128	141	163	184	179	176	173	166	164	(1500) 143	
	三輪車		(1500) 6	(1500) 9	(2000) 16	24	25	22	17	11	6	(2000) 5	
	四輪車	乗用			(1500) 1	(3000) 9	(3000) 15	(3000) 17	(3000) 18	(3000) 22	(4500) 29	(4500) 47	(4500) 68
		貨物用				(2500) 5	23	32	49	62	102	117	(2500) 174
農 耕 用							(1000) 123	151	161	155	(1000) 152		
二輪の小型自動車		(2500) 21	16	15	17	18	15	13	5	5	2	(2500) 0	
合 計		274	298	385	537	730	856	1075	1194	1268	1338	1434	

注 1 この台数は、各年の4月1日現在である。

2 ()内数字は税率で、単位は円。税率の空欄は、43年度と同額。



(6) たばこ消費税，電気ガス税

たばこ消費税は，専売公社が，町内のたばこの売上額に応じて町へ納め，電気ガス税は，四国電力株式会社が，町内の電気使用者から，電気料金に応じて徴収し，まとめて町へ納める税金である。合併以来の税額は，第23表のとおりで，10年間に，たばこ消費税が，約3.2倍になったのに対し，電気ガス税は，約1.5倍の伸びに止まっている。

これは，電力需要の増加にまかせて課税した場合，国民経済に与える影響を考慮して電気ガス税の税率を引下げ，その補てんをたばこ消費税にもとめた結果である。

税率の対比

年度 税目	34年度現在	37年度	38年度	40年度	42年度以降
たばこ消費税	100分の11	100分の12	100分の13.4	100分の15	100分の18.1
電気ガス税	100分の10	100分の9	100分の8	100分の7	100分の7

(7) 木材引取税

木材の伐採搬出による道路・橋梁等の損傷および林野行政費などの事情から創設されている税である。そこで合併以来の賦課徴収額は、第23表のとおりである。課税対象は、山元における素材の価額で、税率は100分の3となっている。

これは、木材価額と伐採量の変動により税額が左右されるため、財源としては不安定な税目である。

(8) 国民健康保険税

久万町で、ただ1つの目的税である本税は、第21表のとおり、税率・調定額とも年々上昇し、合併後もっとものび率の高い税金となった。その間、医療費の患者負担を全員5割から、38年10月、世帯主を3割にし、40年1月からは、全員を3割負担に引下げ、被保険者の負担軽減に努力してきた。

現在各種の健康保険があるが、医療費の負担割合と掛金（税金）の一番安いのは、国民健康保険である。しかし、医療費の増加は激しく、42年度は、合併時の3.2倍になり、目的税の性格上、税金もこれに近い引上げを余儀なくされたのである。

別表第5

第21表 国民健康保険税の推移

区分 年分 年度	課税総額の構成割合				税率				賦課	調定額
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	被保険者 均等割	世帯別 平等割	限度割	
年度 33	旧久万 25	25	30	20	51.37	13.85	円 117	円 370	円 30,000	千円 2,066
	旧川瀬 15	35	35	15	53.49	21.11	140	327	30,000	1,588
	旧父峰 25	25	35	15	1.61	27.50	186	420	30,000	1,407
34	25	25	35	15	1.86	21.55	214	443	30,000	7,311
35	25	25	35	15	1.77	24.87	247	512	30,000	8,317
36	25	25	35	15	1.51	27.71	290	576	30,000	9,246
37	31	23	31	15	1.5	27	290	600	40,000	9,791
38	34	21	31	14	1.5	25	300	600	40,000	9,372
39	46	16	27	11	2.0	25	350	600	40,000	12,177
40	47	13	29	11	2.3	25	500	800	40,000	15,486
41	50	12	27	11	2.3	25	500	800	50,000	15,084
42	46	12	30	12	2.5	30	750	1,200	50,000	20,924
43	46	13	29	12	2.5	30	900	1,500	50,000	22,755

注 (1) 43年度は4月1日現在、42年度以前はすべて年度末の数字である。

(2) 医療費総額の37年度が36年度より少ないのは、38年1月の大雪で交通が杜絶

税			額		医療費	左のうち本人
収入額	未収額	収入率	平均1世帯当賦課額	平均被保険者1人当りの額	総額	負担額
千円	千円	%	円	円	千円	千円
1,864	202	90.2	1,682	377		
1,329	259	83.7	2,167	391	5,794	2,753
1,386	21	98.5	2,760	524	4,562	1,815
6,394	917	87.5	2,937	600	27,747	13,012
7,388	929	88.8	3,336	695	33,289	15,463
8,589	657	92.9	3,724	805	39,302	18,846
9,248	543	94.5	4,044	900	37,416	17,874
9,002	370	96.1	3,913	894	44,748	20,023
11,563	614	95.0	5,208	1,234	51,749	19,706
14,916	570	96.3	6,638	1,616	64,854	19,291
14,563	521	96.5	6,457	1,617	78,808	23,526
20,258	666	96.8	9,019	2,323	88,514	26,102
			10,051	2,635		

したためである。

(9) 納 税 組 合

納税思想の普及と納税成績の向上をはかる目的で、34年6月に制定された納税奨励条例により、旧町村にあった納税組織をそのまま吸収するとともに、新しい組合（主に職域）も結成して発足した。34年以来の組合数および納税成績は第22表のとおりで、年毎に向上し、過去10年間に完納組合数が2.5倍となり、納税奨励金の交付額は、2倍になった。

42年度の実績によると、総組合数129、内完納は95で9割納付は16.8割納付は9.7割納付は4である。その他は5組合となっており、全組合の完納を期待するものである。

合併以来の納税功勞(受賞)者名簿

- 34年度 本町 佐伯清文, 仰西 北岡稲吉, 落合 植田 要, 直瀬沖 石丸 剛
- 35年度 住中 篠浦キクエ, 宮成 久保 敏, 東組 平岡清繁, 36,37年度なし
- 38年度 さが山 松之本為夫
- 39年度 福井下 川田林七,
- 40年度 野地 八木悦雄
- 41年度 槻ノ沢 大堀 静
- 42年度 大西 菅 繁隆

別表第6

第22表 納税組合関係調

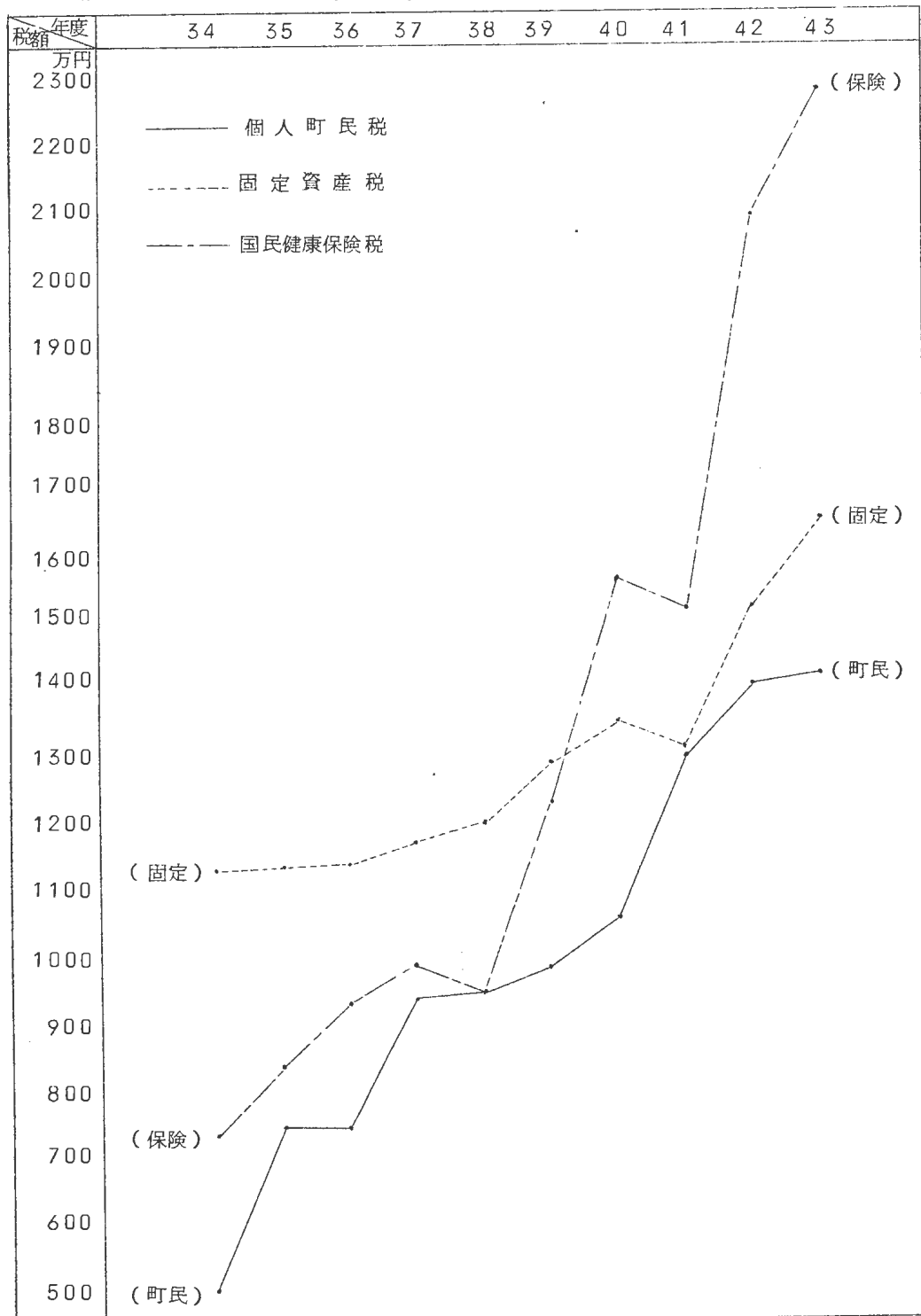
1 納税奨励金算定の基礎

年 度	期 別	普 通 納 付				月 割 納 付	備 考	
		成 績 割						税 額 割
		完 納	90%	80%	70%			
34年6月 条例制定時	上半期	各期円 50	各期円 45	各期円 40	各期円 -	5%	普通納付の 各8割以内	3%
35年9月 改 正	下半期	100	80	60	40	3		
38年9月 改 正	(其別廢止) 1ヶ年	200	160	120	80	3	廢 止	廢 止

2 納税奨励金交付額等調

区分	年度	年度	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	備 考
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
納税奨励金	成績割	153	323	382	443	470	409	432	444	456			
	税額割	772	568	653	746	795	850	1,029	1,068	1,394			
	計	925	891	1,035	1,189	1,265	1,259	1,461	1,512	1,850			
納税組合	総 数	125	128	129	129	129	129	129	129	129	129	130	
	完納数	39	48	62	81	95	85	95	95	95	95		

第2図 三税(町民・固定・保険)の比較



別表第7

第23表 町税賦課徴収実績調(現年度分)

年度	個人町民税			法人町民税			固定
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額
34	5,004	4,780	95.5	1,676	1,345	80.3	11,173
35	7,426	6,436	86.7	1,711	1,697	99.2	11,264
36	7,407	7,124	96.2	1,738	1,566	90.1	11,296
37	9,312	9,038	97.1	2,552	2,345	91.9	11,582
38	9,418	9,323	99.0	2,807	2,526	90.0	11,872
39	9,758	9,489	97.2	2,750	2,567	93.3	12,785
40	10,472	10,210	97.5	3,630	3,515	96.8	13,399
41	12,882	12,039	93.5	3,096	2,882	93.1	12,944
42	13,945	13,751	98.6	3,072	2,986	97.2	15,113
43	14,094						16,360

年度	たばこ消費税			電気ガス税			木材
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額
34	3,284	3,284	100	2,199	2,199	100	2,643
35	3,342	3,342	100	2,375	2,375	100	3,107
36	3,791	3,791	100	2,736	2,736	100	3,213
37	5,039	5,039	100	2,542	2,542	100	2,092
38	6,105	6,105	100	2,760	2,760	100	3,606
39	7,252	7,252	100	2,775	2,775	100	4,344
40	7,542	7,542	100	3,012	3,012	100	3,417
41	7,851	7,851	100	3,244	3,244	100	5,375
42	10,502	10,502	100	3,167	3,167	100	3,989
43							

注 42年度までの数字は決算額, 43年度は年度当初の額である。

単位 千円

資 産 税		納 付 金 及 び 交 付 金			軽 自 動 車 税		
収 入 額	収入率	調 定 額	収 入 額	収入率	調 定 額	収 入 額	収入率
10,039	89.9	519	519	100	415	359	86.5
10,298	91.4	574	574	100	519	471	90.8
10,630	94.1	610	610	100	751	667	88.8
11,023	95.2	1,392	1,392	100	950	864	90.9
11,490	96.8	1,581	1,581	100	1,115	1,020	91.5
12,182	95.3	1,746	1,746	100	1,223	1,153	94.3
12,869	96.0	1,829	1,829	100	1,493	1,402	93.9
12,676	97.9	1,985	1,985	100	1,542	1,511	98.0
14,881	98.5	1,974	1,974	100	1,792	1,692	94.4
		2,151			1,876		

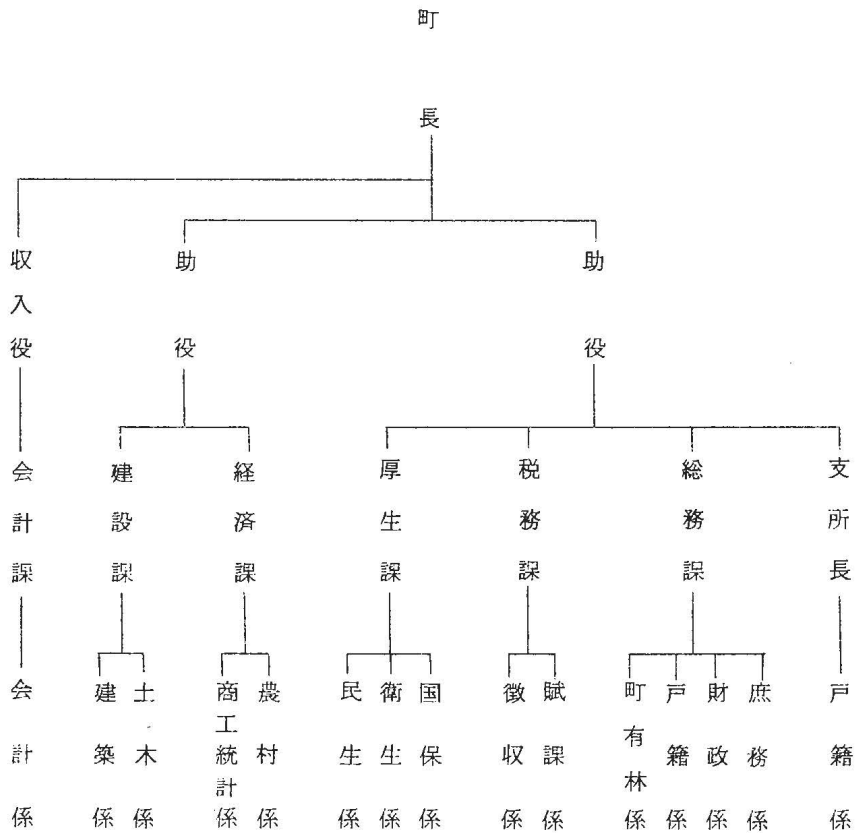
引 取 税		国 民 健 康 保 険 税			合 計		
収 入 額	収入率	調 定 額	収 入 額	収入率	調 定 額	収 入 額	収入率
1,434	54.3	7,311	6,394	87.5	34,224	30,353	88.7
2,434	78.3	8,317	7,388	88.8	38,635	35,015	90.6
2,785	86.7	9,246	8,589	92.9	40,788	38,498	94.4
1,025	49.0	9,791	9,248	94.5	45,252	42,516	94.0
2,642	73.3	9,372	9,002	96.1	48,636	46,449	95.5
3,031	69.8	12,177	11,563	95.0	54,810	51,758	94.4
2,204	64.5	15,486	14,916	96.3	60,280	57,499	95.4
4,299	80.0	15,084	14,563	96.5	64,003	61,050	95.4
3,722	93.3	20,924	20,258	96.8	74,478	72,933	97.9
		22,755					

5 行政機構

(1) 合併当時の行政機構

合併当時は、助役の2人制を採用すると共に、旧町村職員全員を吸収して町長の事務部局要員62名、議会事務局1名、農業委員会3名、教育委員会33名、町立病院（診療所を含む）50名合計149名の職員を擁するに至った。事務分掌についても、課及び係を置いて新町建設計画を強力に推し進める一方、合併に伴う住民感情の是正、建設計画の促進、住民福祉の向上に重点を置いて、その態勢造りに全力を傾注した。

第3図 合併当時の事務機構



その後退職者に対する優遇措置を講じ、高令者の退職を促進する一方、合併第2年目において事務改善に着手し、住民の立場に立ち、しかも専門分業化を尊重した事務の統廃合が必要であるとの結論に達し、事務の合理化と住民へのサービス機関としての使命を果し得るよう改善を行なった。

特に助役の分課制を廃し技術、事務の部門に区分し総合的にその権限が行使出来るように措置した。

(2) 事務機構改善と現在の行政機構

(a) 窓口事務の一本化

町民課を設置し、戸籍、住民登録、諸証明、主食の配給事務等、住民に直接関係のある各課事務を統合し、住民に対するサービスの向上を図ると共に、住民基本台帳を統一しカード化した。又町民相談室を設け住民相談、応接、陳情苦情処理については町民相談室で受けつけ常に町民の声がそのまま記録されて円滑な事務処理が行なわれるよう配慮し町民に対する奉仕機関とした。

(b) 文書の集中管理及び事務の合理化

文書の収受、発送、浄書事務を集中し、判断を要しない書記的業務については、タイプライター、複写機、輪転機、電動計算機、加算機等を積極的に採用し事務の合理化及び能率化を図る。

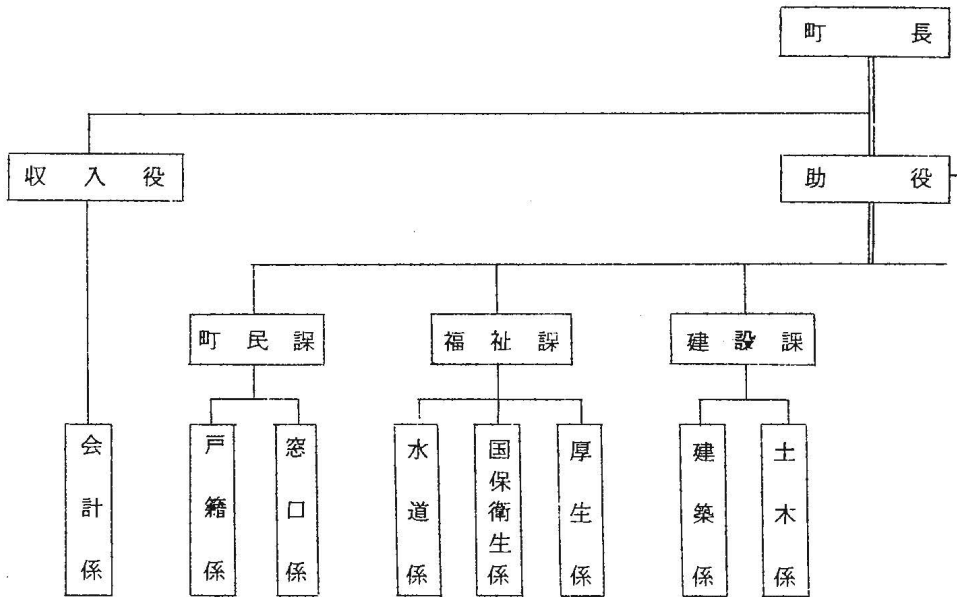
(c) 税務事務の合理化

国民健康保険税の賦課徴収事務を統合して税の一本化を図ると共に、カナタイプと加算機連動による令書発行、徴収簿のカード化と各税目毎に集中し個人毎に恒久的なものに改めるなど、事務の簡素化と徴収成績の向上に努める。

(d) 現在の行政機構

現在の行政機構は、町長の執行機関としての機能が十分発揮できるよう、第2次、第3次と事務改善（水道町有林課の設置、経済建設課の統合分離、助役の一人制等）が行われ、昭和42年5月現在の機構となった。

第4図 現在の行政機構



物品金銭の保管出納

戸籍、住民登録

諸証明、各種届出、応接、相談

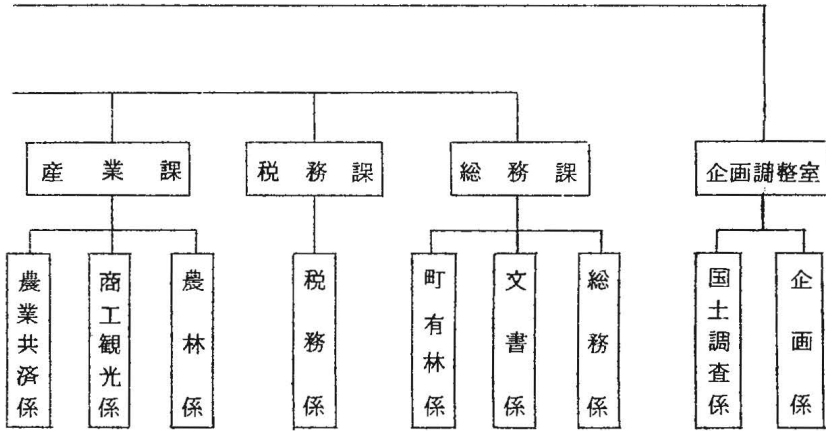
水道事務全般

国保、保健、衛生、病院、診療所

社会福祉、民生、国民年金

建築、財産管理（技術面）

災害、土木、その他工事関係



農業共済事業全般

商工、観光、公園

農林、水産、土地改良

町税、国民健康保険税、住宅料

町有林全般

文書全般、選挙、電話

庶務、財政、消防、統計、人事、給与、交通

各種事業の企画立案、連絡、調整

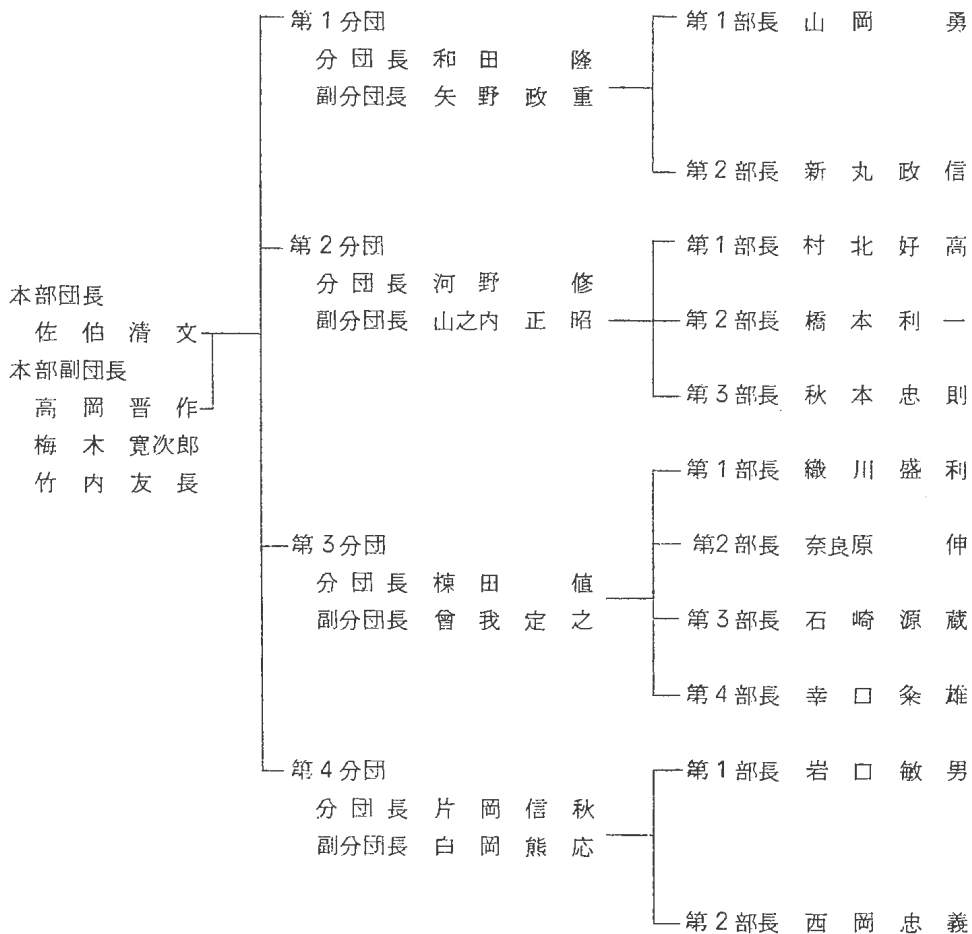
6 消 防

(1) 久万町消防団の発足

久万町の合併により，旧町村消防団（久万町203名・川瀬村137名・父二峰村122名）を解団し，これに美川村の一部榎谷地区を合併し新久万町消防団1・団とし4分団編成，定員480名を定める。消防機材，（三輪ポンプ1台，手引動力ポンプ1台，可搬動力ポンプ27台）を配置し団の組織編成を行なう。4月3日に仮結団式，さらに団員の被服装備を備え，7月12日正式に結団式を挙行し，名実共に充実した久万町消防団が発足した。

(a) 合併当初における消防機構及び装備

第24表 消防機構及び幹部名簿（S34.4.3日結団当初）



第25表 装 備 状 況 (§ 3 4 . 4 . 1)

所 属 別	種 別	三	手	小	計
		輪	引	型	
		ポン	動	動	
		プ	ポン	力	
		ブ	プ	ポン	
第 1 分 団				7	7
第 2 分 団		1		5	6
第 3 分 団			1	7	8
第 4 分 団				8	8
計		1	1	27	29 台

第26表 消 防 水 利 (§ 3 4 . 4 . 1)

合 計	消 火 栓			貯 水 そ う					
				小 計		公 設		私 設	
	小 計	公 設	私 設	4 0 m' 以 上	2 0 m' ~ 4 0 m'	4 0 m' 以 上	2 0 m' ~ 4 0 m'	4 0 m' 以 上	2 0 m' ~ 4 0 m'
50	10	8	2	8	32	8	18	0	14

- 自動車ポンプ購入，37年12月12日
- 配置場所 第2分団第1部
購 入 金 額 1,707,700円
- 可搬動力ポンプ購入については年次計画により更新を進めている。

第27表 定 員 (§ 3 4 . 4 . 1)

所 属	階 級 別	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	計
本 部		1	3						4
第 1 分 団				1	1	3	15	100	120
第 2 分 団				1	1	3	13	79	97
第 3 分 団				1	1	4	19	112	137
第 4 分 団				1	1	2	8	110	122
計		1	3	4	4	12	55	401	480

(2) 機構改革

a 消防団再編成

昭和40年4月1日再編成を実施

この再編成問題については、39年4月頃より消防団幹部、消防委員より重大な問題として取り上げられ、消防団再編成先進町村の研修視察など約1か年の間、慎重審議し40年4月に再編成機構改革が行なわれた。

再編成を行なった理由として次のような事項があげられよう。

- ① 農村人口の流出にともない地域によっては、団員の確保が出来にくくなり、分団単位の人員の均衡がとれなくなったこと。
- ② 懸案であった自動車ポンプが購入されたことにより、配置上の問題について基本的に検討する必要ができたこと。
- ③ 道路網が整備されたこと。
- ④ 小型動力ポンプが充実したこと。

第28表 機構改革による久万町消防団編成表

(S40.4.1現在)

分 団	部	ポンプ 台 数	団 員 数				地 区 名	戸 数
			部長	班長	団員	計		
第1分団	第1部	2	1	3	27	31	東明神	299
分団長 1	第2部	2	1	3	27	31	西明神, 入野	258
副 1	第3部	3 2	1	3	26	30	住安, 本町, 古町, 辻, 北村 機沢, 高野	357
第2分団	第1部	1 自動車1	1	4	25	30	桂町, 福井町, 曙町, 緑ヶ丘 中ノ上, 中ノ下, 中通, 東国	439
分団長 1	第2部	3	1	3	26	30	大谷, 上の一, 二, 中, 下, 日切, 宮ノ前, 馬酔谷	289
副 1	第3部	2	1	2	18	21	中野村, 槇の谷	61
第3分団	第1部	3	1	3	28	32	下畑野川	269
分団長 1	第2部	2	1	2	23	26	上直瀬	285
副 1	第3部	2	1	2	18	21	下直瀬	89
	第4部	2	1	2	23	26	上畑野川	167
第4分団	第1部	4	1	3	38	42	二名	226
分団長 1	第2部	4	1	4	36	41	父野川, 露峰	282
副 1								
合	計	30 自動車1	12	34	315	369		3,021

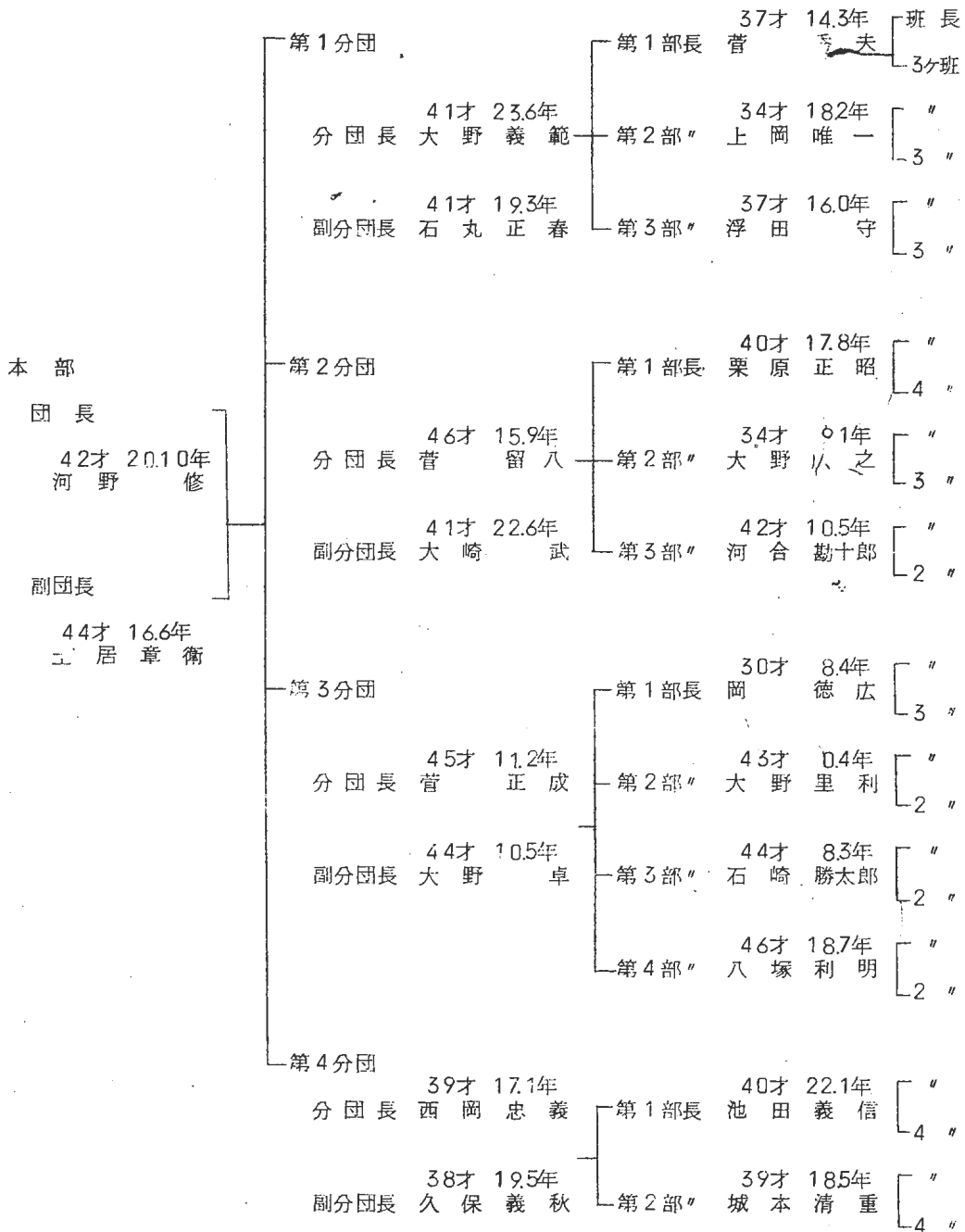
b 現在の消防機構及び装備

① 消防機構及び幹部名簿

(43.4.30日現在)

(左 年令)

(右 勤務年数 年)



② 所属別消防ポンプ台数

所 属 別	種 別	自動車 ポンプ	可搬 動力 ポンプ	計
		第 1 分 団		
第 2 分 団		1	6	7
第 3 分 団			9	9
第 4 分 団			8	
計		1	30	31

③ 消 防 水 利

合 計	消 火 栓			貯 水 そ の					
				小 計		公 設		私 設	
	小 計	公 設	私 設	40m ³ 以 上	20m ³ ~ 40m ³	40m ³ 以 上	20m ³ ~ 40m ³	40m ³ 以 上	20m ³ ~ 40m ³
918	66	62	4	11	41	11	27	0	14

④ 階 級 別 団 員 数

4.3.4.1 現在定員

	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	計
本 部	1	1						2
第 1 分 団			1	1	3	9	80	94
第 2 分 団			1	1	3	9	69	83
第 3 分 団			1	1	4	9	91	106
第 4 分 団			1	1	2	8	74	86
計	1	1	4	4	12	35	314	371

⑤ 団 員 在 職 年 数

勤 務 年 数	5年未 満	5~10	10~15	15~20	20~25	計
団 員 数	89	135	94	42	11	371

⑥ 年 令 別 団 員 数

年 令	18~20	21~25	26~30	31~35	36~40	41~45	46~50	51~55	計
員 数	4	32	96	135	67	28	7	2	371

第29表 火災及災害発生状況一覧表

発 生 月 日			種 別 状 況
年	月	日	
34	8	12	台風6号家屋浸水 川瀬地区、久万地区団員出勤警備
35	3	6	入野 重藤市次郎所有山林火災、婦人全身大傷
	4	9	東明神木上笠松城跡の山林火災
	5	31	上野尻中組山林火災
	6	11	下畑野川 石田忠夫氏家屋火災全焼
36	4	1	父の川芋坂地区山林火災
	4	7	菊ヶ森山林火災
	7	31	直瀬 加藤明雄氏家屋火災 2棟全焼
	11	9	下野尻
37	12	15	住安町 4棟全焼
	1	3	積雪のための被害 野尻家畜保健所、西明神 田中氏宅倒壊
	3	14	槻の木町有林火災
	5	22	露峰引地町有林火災
	11	1	東明神皿木山火災 小田町官有林狼ヶ城山林火災
38	1	7	積雪のため 上野尻住宅1棟大破
	1	15	伊予鉄バス車庫積雪のため倒壊
	2	7	入野 丸野産業火災
	2	28	二名富重谷 脇武 満氏家屋火災、子供3人焼死
	8	8	台風9号 水防本部設置警備に当る
39	12	7	西明神 清水建設事務所火災
	5	17	伊予銀行社宅 風呂場より出火(ぼや)
	8	24	瀬戸 山田氏宅出火
	9	24	台風20号 直瀬崩壊のため人家損壊、1名重傷(死亡)
40	3	9	下直瀬山林火災
	5	17	三坂 清水建設飯場全焼
	6	13	曙町、上浮穴統合伝染病棟全焼
	7	29	入野 日野 泰(隠居)全焼 東明神高山山林火災
	9	15	台風24号 水防本部設置
	12	26	宮の前 家屋火災(ぼや)

発 生 月 日			種 別 状 況
年	月	日	
4 1	4	2	入野作業場火災
	4	16	下畑之川 今井氏宅火災全焼
	5	20	入野 重藤氏宅火災
	8	6	下畑之川山林火災
	8	12	露峰中村山林火災
4 2	5	17	下野尻 西野氏宅全焼
	7	9	台風7号 水防本部設置
	8	7	上畑之川山林火災

4 県消防操法競技地区大会 (可搬の部)

年度	優 勝	二 位	三 位	
S 3 4年度 第1回	面河村消防団第2分団	小田町消防団田渡分団	柳谷村消防団第4分団	久万中於
S 3 5年度 第2回	小田町消防団参川分団	小田町消防団小田分団	面河村消防団第3分団	小田中 "
S 3 6年度 第3回	小田町消防団小田分団	美川村消防団第3分団	柳谷村消防団第1分団	面河中 "
S 3 8年度 第4回	久万町消防団第3分団	柳谷村消防団第3分団	柳谷村消防団第1分団	仕七川小 "
S 3 9年度 第5回	柳谷村消防団第3分団	小田町消防団参川分団	小田町消防団田渡分団	柳谷中 "
S 4 0年度 第6回	柳谷村消防団第3分団	柳谷村消防団第2分団	小田町消防団小田分団	久万町笛ヶ滝
S 4 1年度 第7回	久万町消防団第2分団	小田町消防団参川分団	小田町消防団田渡分団	(県大会にて3位) "
S 4 2年度 第8回	小田町消防団小田分団	柳谷村消防団第3分団	小田町消防団参川分団	"
S 4 3年度 第9回	小田町消防団本部分団	小田町消防団参川分団	美川村消防団第2分団	"

日本消防協会会長表彰 昭和38年2月21日

団旗竿頭紋(規律厳正)

三輪自動車ポンプ愛媛消防操法競技大会優勝

第2分団第1部 昭和39年9月20日